

各政党幹事長 様

政治分野における女性の活躍促進について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、政府としては、政党を始めとする様々な主体と連携を強化し、政治分野における男女共同参画を積極的に推進することとしています。

具体的には、政党に対し、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を 35%以上とすることを努力目標として念頭に置きながら、以下の取組を要請することとしております。

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）の趣旨に沿って、国政選挙における女性候補者の割合を高めること。
具体的には、同法第 4 条の規定を踏まえた数値目標の設定や、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組及び議員活動と家庭生活との両立支援策等の環境整備を実施すること。
- 政党内役員の女性割合を高めるため、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組を実施すること。
- 地方議会において、議員活動と家庭生活との両立支援策を始めとした男女の議員が活躍しやすい環境整備及び女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成を行うこと。

これらを踏まえ、貴党におかれましても、候補者に占める女性の割合が高まるよう、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入等の自主的な取組を実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 3 年 7 月

女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

丸川珠代